

項目17:報道	要約	
5. 報道機関との協力・対応 1) 報道による情報援助の意義	1. 迅速かつ公正な報道は、援助関連の情報提供に有益であり、被災地域の住民やその他の地域との治療的ネットワーク形成やスティグマの軽減、トラウマからの回復を促進する。	1. Op.
5. メディアへの対応	1. 県に窓口を設定し、情報窓口を一元化し、メディア対応者を予め精神保健専門家の中で定めておく(例:行政担当者)。また、正確な情報を発信するためには、平時から心のケア活動についての理解を深める取り組みをしたり、二次被害を避けるために情報配信への配慮を求めたりすることが重要である。 2. 被災者のプライバシーを保護し、二次被害を避けるためにも、被災者に取材対応の選択があることを協調したり、メディア関係者に対して報道自粛を求めたり、取材のあり方に関する勉強会を開催したりすることなどが求められる。	1. Op. 2. Op.
6. メディアへの対応	1. 精神保健専門家の間で合意が得られた災害時のメディア対応に関する項目には、①メディア対応の窓口を県に設定し、情報発信を一元化することや、②被災者が不必要にメディアに曝されたり、取材をうけることがないように援助する(例:メディアに対して避難所の入り口に許可なく入らないよう張り紙をする)、などといったことが含まれている。	1. Op.
第12章 学校における事件・事故 6. 報道被害とメディア対応 ー広報窓口の一本化／記者会見について／児童生徒の取材の自粛・匿名報道の申し入れ	1. メディア取材による二次被害を回避するために、学校内緊急支援チームは、①メディア対応の窓口を一本化し②記者会見を通して、事故・事件の事実や対応内容に関する情報やその後の心理反応や心のケアに関する資料をを学校側から積極的に提供する。③児童生徒への取材の自粛と匿名報道を要請する必要がある。これらの申し入れは記者会見、地元メディアの幹事社、地元自治体の記者クラブを通して行うことができる。全国から押し寄せるためこの申し入れが功を奏さないことも多い。(傍示, 2003; 福岡臨床心理士会, 2005)。	1. Ev.